

共生・協働のまちづくり

いちき串木野市は、市民と行政のパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」を基本方針に掲げ、まちづくりの進め方を行政主導から市民と行政の適切な役割分担へ転換し、市民が主役のまちづくりを進めています。



どうして協働が必要なの？

少子高齢化や過疎化、人口減少、つながりの希薄化、厳しい行財政状況など、地域や行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

人が減って
自治公民館の行事が
難しくなったなあ。



自治公民館などの活動が困難に

少子高齢化、
人口減少

小規模単位での
活動が困難に

核家族化、
都市化

お互いに助け合
う機能の低下

行政サービスの継続が困難に

少子高齢化、
人口減少

働き手世代の減少
による収入減、
高齢化による社会
保障費等の増加

厳しい
財政状況

国からの地方交付
税や補助金などの
減少

住民ニーズ
の多様化

行政による市内一
律のサービス提供
では限界

そのためには・・・

市民の発想や創造力を活かしながら、市民、地域、行政がともに考え、協力して行動する「共生・協働のまちづくり」が必要です。

地域のみれながアイデ
アを出して住みやすい
地域にしたいね。



○本市の少子高齢化、人口減少の状況

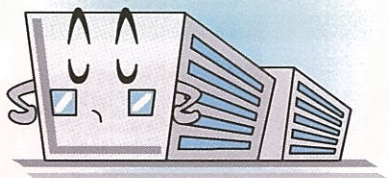
区 分	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成32年	平成42年
人 口 (人)	37,878	35,534	32,993	31,152	28,352	24,913
出 生 (人)	419	279	236	219	—	—
高齢化率 (%)	14.8	20.7	26.2	29.3	34.8	36.9

(将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計)



共生・協働のまちづくりとは？

これまでは
行政主導によるまちづくり



これからは
市民と行政の協働によるまちづくり



- 地域のまちづくりや地域課題の解決について、住民が自ら考えて決め、実行できる仕組みを作っていきます。
 - 市役所が持っている権限・財源を地域に移譲していきます。
 - そのための組織として、従来からつながりのある16の地区公民館の区域で「**まちづくり協議会**（仮称）」を設置していただき、「※補完性の原則」の考え方でまちづくりを進めていきます。
- ※補完性の原則・・・個人や家族、地域でできることは自助、共助で解決し、それでもできないことを公助として行政が行っていく考え方です。

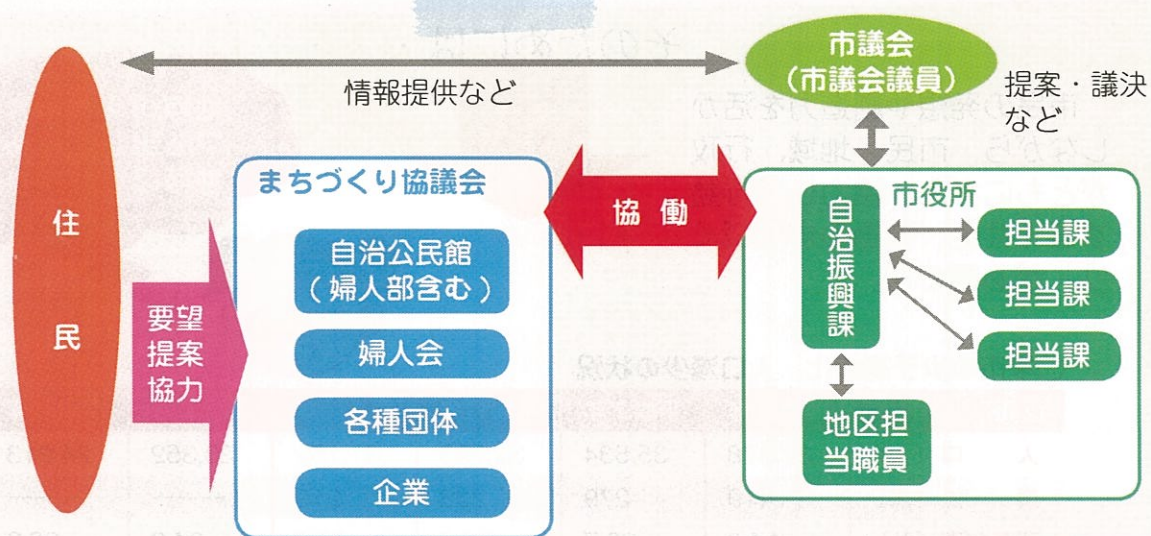


まちづくり協議会とは？

地区内の自治公民館や婦人会（部）、高齢者クラブ、子ども会、消防団などの各種団体、企業なども構成員となり、地区のまちづくりの中心的な役割を担います。

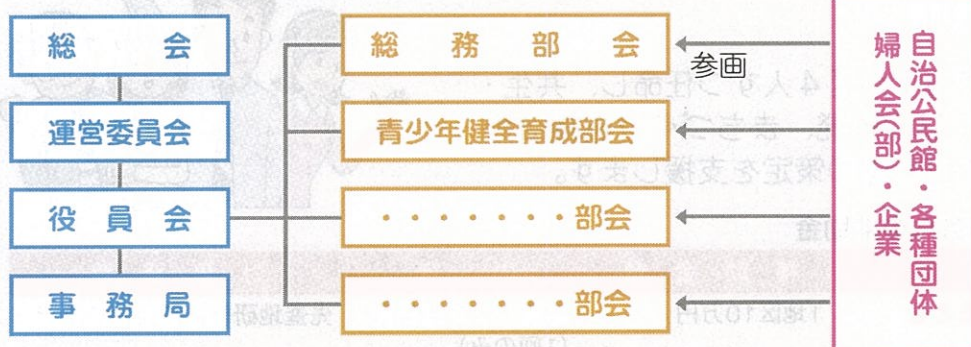
自治公民館や婦人会（部）、各種団体などがそれぞれ独自の活動をしながら「まちづくり協議会」で力を合わせて、地域づくりに取り組みます。

地区の重要問題等を話し合う、地区を代表する機関として位置づけていきます。



※自治公民館、婦人会、各種団体単独の要望等は、従来どおり直接担当課と協議します。

まちづくり協議会の組織（例）



※部会は地域の実情に応じて作ります。

まちづくり協議会を立ち上げるとどうなる？

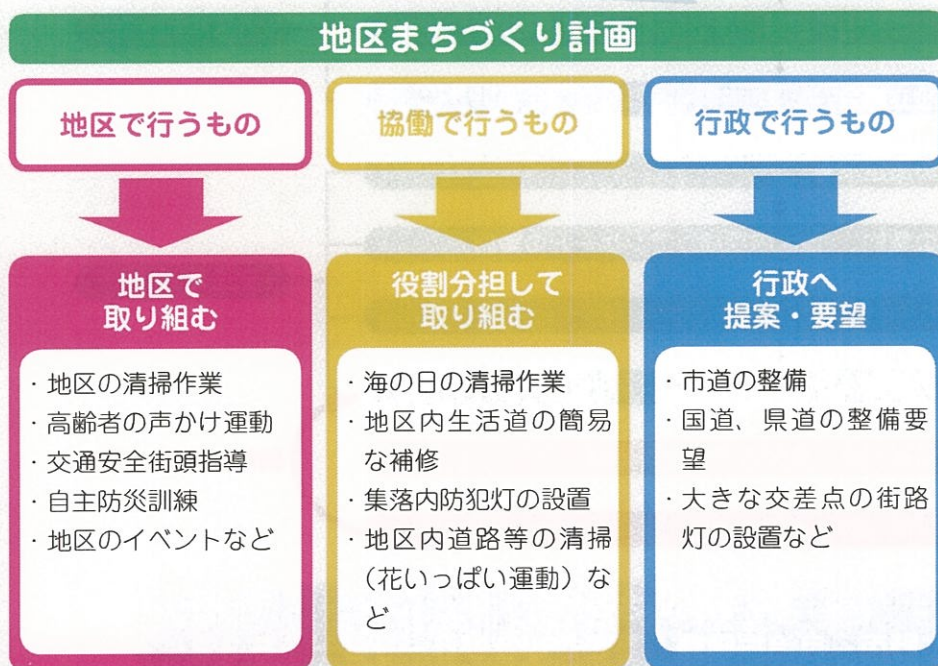
- 一つの自治公民館ではできなくなった活動や自治公民館の範囲を超えた課題に取り組めるようになります。
- 地区住民の皆さんが地域課題を考え、自分たちで取り組むことにより住民満足度が高くなることや、地区に愛着がわくことが期待できます。



地区まちづくり計画とは？

まちづくり協議会の中で地域の問題や解決方法、将来像などを話し合い、「地区で行うもの」「協働で行うもの」「行政で行うもの」に分けて役割分担し、住民みんなで取り組んでいけるようまとめたものです。

計画期間はだいたい5年間です。



地区で考えた計画を市は尊重してくれるんだね。



市はどうするの？

地区担当職員

市職員の中から1地区4人ずつ任命し、共生・協働のまちづくりの啓発、まちづくり協議会の設立、まちづくり計画の策定を支援します。

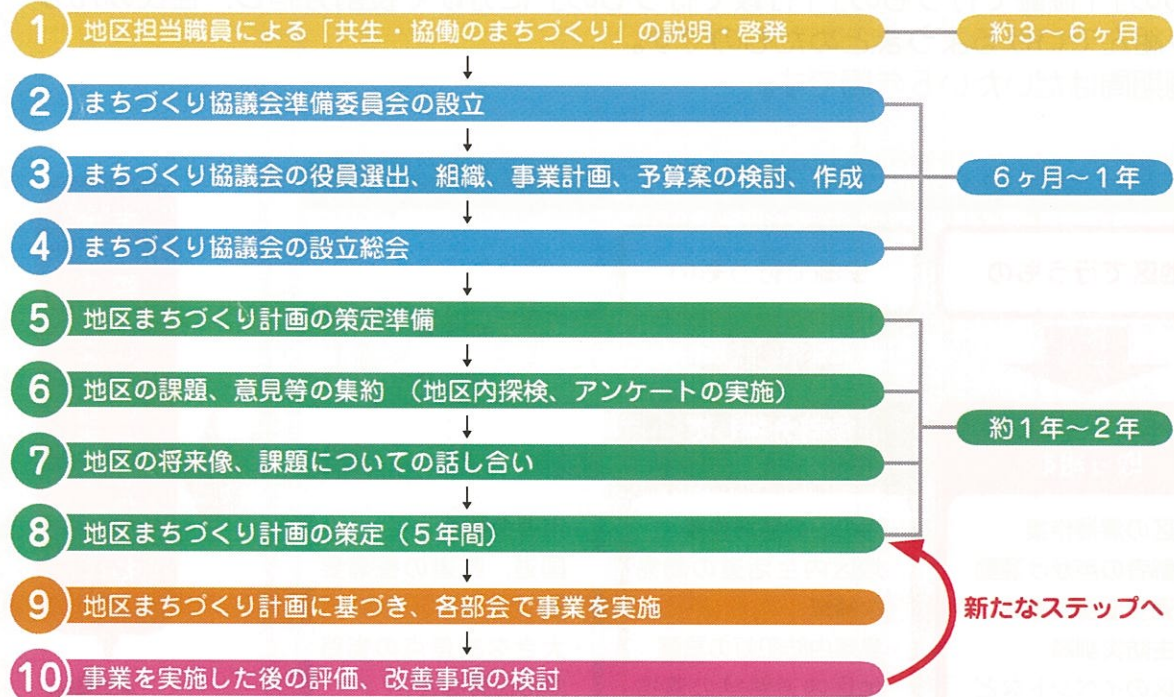


○まちづくり協議会への補助金

時 期	補 助 金 額	内 容	対 象 経 費
①準備会を設置したとき	1地区10万円	協議会の設立経費 (1回のみ)	先進地研修、講師謝金など
②まちづくり協議会を設置したとき	世帯数に応じて 1地区 年10万円 ～25万円	協議会運営補助 (毎年)	スポーツ大会、敬老会などの開催費用など
	1地区60万円(年)	嘱託員の補助3年限度(※)	嘱託員賃金
③まちづくり計画を作るとき	1地区20万円	計画作成経費 (1回のみ)	講師謝金、印刷費、研修費など
④計画の事業を実施するとき	1地区30万円	ソフト事業 (毎年度)	防犯パトロール用品やスポーツ用具の購入など
	1地区100万円	ハード事業 (毎年度)	生活道路の整備補修や農産物販売所の設置など
⑤計画を見直すとき	1地区5万円	5年に1度	講師謝金、印刷費、研修費など

※冠岳、生福、旭、荒川、照島地区は除く。

まちづくり協議会の流れ



◆ お問い合わせ先 ◆

いちき串木野市 自治振興課 TEL 0996-33-5632